

# 放射性物質の新たな規格基準の設定にかかる要請

平成 24 年 3 月  
全国農業協同組合中央会

東京電力福島第一原発の事故発生以降、度重なる出荷制限指示や農畜産物の価格下落、暫定規制値を超えた農畜産物等の滞留などにより、生産者の経済的損失と精神的苦痛は計り知れないものとなっている。

さらに、4月1日から施行される放射性物質の新たな規格基準（以下新基準値）が公表されているが、その設定根拠等が理解されておらず、生産者や流通関係者のみならず消費者も、大きな不安と混乱を生じさせている。

このため、国産農畜産物の安全・安心の復権のため、下記について、政府の責任で、直ちに実行するよう強く要請する。

## 記

### 1. 新基準値に対する消費者の信頼の醸成

#### (1) 積極的なリスクコミュニケーションの実施

一般食品 100 ベクレル等の新基準値の設定が消費者や流通関係者に理解されていないため、政府として、設定根拠や暫定規制値からの移行の意味等を徹底して説明を行い、新基準値の信頼性を高めること。

#### (2) 基準値を下回っている農畜産物の適切な取扱い

ア. 各自治体や流通関係者が、新基準値より著しく厳しい自主基準値等を設定することにより、生産・流通・消費段階で無用な混乱を招くことがないように指導すること。

イ. 新基準値を下回っているにもかかわらず、自主回収指示など、消費者の誤解を助長することが行われないように適切な指導を行うこと。

### 2. 新基準値を超えた農畜産物を絶対に流通させない体制の構築

#### (1) 迅速な検査体制整備と適切な検査の実施

##### ① 迅速な検査体制の整備

政府・行政の責任において、検査機器の増強・開発や検査要員の確保など早急に検査体制を整備し、検査方法の統一など適切に検査を実施すること。

## ② 適切な検査結果の公表

検査結果の公表にあたっては、消費者が混乱しないよう行政間で大きな差異がないよう適切に行うこと。

## ③ 行政と連携した生産者団体等の検査への支援

消費者の安心感を醸成するため、行政と連携して生産者団体等が検査を行う場合は、必要な支援を行うこと。

## ④ 自主検査を実施する民間団体への適切な指導

民間団体等が誤った測定結果を公表しないように、新基準値に対応した適切な検査方法が採用されるよう指導を行うこと。

## (2) 新基準値を超えた農畜産物の隔離

### ① 新基準値を超えた農畜産物の円滑な隔離対策の構築

ア. 新基準値を超えた農畜産物について、買入れを含めた対策を政府の責任のもと講じること。

イ. 新基準値以下の農畜産物についても、販売が困難な場合は、買入れを含めた対策を政府の責任のもと講じること。

### ② 23年産米の特別隔離対策の円滑な実施

ア. 100ベクレル超の米が市場に流通しないよう特別隔離対策について生産者・関係事業者等に周知徹底すること。

また、損害賠償請求を確実に担保するため、対象米穀の隔離指示は政府・行政が責任をもって行うこと。

イ. 産地倉庫において隔離した米穀については、24年産米の集荷に影響しないよう、政府・行政の責任で処分スキームを構築すること。

ウ. 自主検査によって100ベクレルを超過した地域についても、追加調査及び特別隔離対策の対象とすること。

エ. 米ぬかについても、円滑な流通の実施に向け、万全の対策を講じること。

### ③ 麦の円滑な流通に向けた対応

ア. 100ベクレル超の麦が市場に流通しないように、引き続き、政府の責任のもと対策を講じること。

イ. 100ベクレル以下の麦の販売が進まない場合、金利・保管料等増嵩経費に対する補償措置を講じること。

ウ. ふすま・麦ぬかについても、円滑な流通の実施に向け、万全の対策を講じること。

#### ④ 大豆の円滑な流通に向けた対応

円滑な大豆の流通のため、政府が責任をもって早急に23年産の100ベクレル超の大豆が賠償されるよう万全の対策を講じること。

あわせて、24年産の集荷に影響しないよう政府・行政の責任で処分スキームを構築すること。

### 3. 新基準値を超えた農畜産物を生産しないための万全の対策の実施

#### (1) 24年産米の作付制限に向けた対応

作付制限地域については、生産者の生産意欲の減退と耕作放棄地化を招かないよう作付再開の道筋を明確にし、除染対策と保全管理対策を政府の責任において取組むこと。

また、放射性物質の稲への移行の要因解析のため、政府の実証圃場を設置し、生産された米は政府が全量買取ること。

#### (2) 除染対策の強化

##### ① 農地の汚染状況の把握

政府・行政の責任で、すべての農地の汚染状況を詳細に把握して、作物毎の営農再開や技術指導など生産現場で活用できる「放射性物質の分布図（土壌マップ）」を作成すること。

##### ② 除染対策の徹底

政府・行政の責任で、農地の汚染状況をふまえて、必要な除染対策を徹底するとともに、除染活動にかかる生産者負担が生じないよう十分な予算措置を講じること。

##### ③ 技術指導の徹底

これまでの研究結果等を早急に検証し、放射性物質吸収抑制対策の技術指導を徹底すること。

#### (3) 畜産・酪農経営の正常化へ向けた取組み

##### ① 廃用牛対策

ア. 農家における廃用牛の滞留を解消するとともに廃用牛を確実に市場から隔離するため、政府・行政の責任において、買い入れを含めた対策や公共牧場などによる集中管理を行うこと。

イ. 滞留している廃用牛を早く出荷することができるため、生体のまま放射性セシウムの濃度を測る検査方法の開発や検査実施等への支援を行うこと。

## ② 稲わら・牧草、たい肥対策

- ア. 牛用飼料の暫定許容値は 100 ベクレルに変更されたため、牧草等の検査体制を強化するとともに、使用できない牧草等を早急に保管・処理すること。また、粗飼料の確保対策に万全を期すこと。
- イ. 現在も一部地域では、たい肥が流通できず、農家や地域に滞留しており、政府・行政の責任で、早急に保管・処理すること。

## (4) 新たな再生可能エネルギー基地の構築

被災地を再生可能エネルギー基地とする国家プロジェクトとして、24年産米の非食用への利用に向けバイオエタノール精製プラント等を早急に設置すること。

## 4. 損害が発生した場合の迅速かつ万全の対策

### (1) 迅速な賠償金の支払い

- ア. 既に東京電力に請求している損害に対して迅速に本払いを行うとともに、農地等財物価値の減少に伴う損害や生産者・団体が実施した除染・検査費用、請求にかかる事務経費・営業損害等について迅速に賠償するよう東京電力を指導すること。
- イ. 新基準値の適用により、出荷制限指示や風評被害による新たな損害が発生した場合は、東京電力は迅速に賠償金を支払うように指導すること。

### (2) 原賠審中間指針の対象外の損害の賠償

政府は、中間指針の見直しや追補において、実際の損害状況をふまえて、賠償範囲等を拡大すること。

## 5. 国産農畜産物の安全・安心の復権のアピール

### (1) 農畜産物の消費拡大対策

消費者、流通・小売業者等に対して、放射性物質に関する正しい理解を促進する観点から、官民一体となった大々的な農畜産物の消費拡大対策を講じること。

### (2) 農畜産物の輸出にかかる風評被害防止対策

科学的根拠なく、輸入禁止・検査強化の措置を講じている海外政府に対して、早期の措置撤廃と日本食の信頼回復について政府は全力を挙げて取り組むこと。

以上